

静かな空をもとめて2015年
10月14日(水)**第2次
新横田基地
公害訴訟****号外**

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

<http://www.yokota-kougai.com>**第11回口頭弁論 午後2時～**

本日の口頭弁論に向けて、3つの準備書面を提出しています。1つは、7月に東京高等裁判所で言い渡された第四次厚木基地訴訟の判決を踏まえて、横田基地訴訟でも将来にわたる損害賠償請求が認められるべきであるとする書面、2つ目は、石川県・小松基地周辺で行われた航空機騒音による健康影響調査の結果を踏まえた書面、もう1つは、国が主張する「危険への接近」に対する反論の書面です。

本日の法廷では、このうち小松健康調査に関する書面に基づいて、弁護団の小林弁護士に口頭での陳述をしてもらいます。

新年1月29日に行われることが決まった現地検証の前に行われる最後の法廷です。緊張感をもって臨みましょう。

陳述者の紹介

小林善亮（こばやしよしあき）弁護士

第1次新訴訟から弁護団に参加している中堅弁護士で、弁護団では事務局次長を務めています。今回提出した小松健康調査に基づく書面は、小林弁護士が中心になってまとめました。

報告集会 口頭弁論終了後 裁判所前で行います

今回は、スケジュールと会場確保の都合から、報告集会も裁判所前で短時間で行います。

第8回進行協議 午後3時～

法廷終了後、裁判所、弁護団、国側で、今後の審理の進め方について協議を行います。1月に行われる検証の進め方についての調整が中心のテーマになります。